

かわさき生活困窮者支援者ネットワーク会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 生活困窮者支援に資する活動を行う団体等の情報共有・相互理解・関係構築を推進し、支援体制の質の向上及び支援者・生活困窮者の孤立を防ぐことを目的として、生活困窮者支援者ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援者間の情報共有及び相互理解の促進に関すること
- (2) 支援体制の質の向上に関すること
- (3) 生活困窮者支援に関する地域資源の発掘に関すること
- (4) 支援会議の実施に関すること
- (5) その他必要な事項に関すること

(構成)

第3条 ネットワーク会議は、座長及び構成員をもって構成する。

2 座長は、健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔自立支援〕をもって充てる。

3 構成員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 川崎市職員
- (2) 生活困窮者自立支援法に基づく事業を行っている団体に属する者
- (3) 就労支援関係団体に属する者
- (4) 生活困窮者支援に係る活動を行っている団体に属する者

(会議)

第4条 ネットワーク会議は、必要に応じ座長が招集する。

2 座長は、前条に掲げる者のほか、第1条の目的を達成するために必要と認めた者を会議に加えることができる。

(支援会議)

第5条 生活困窮者に対する適切な支援を図るため、ネットワーク会議に生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

2 支援会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の共有
- (2) 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制や地域資源に関する事案

(3) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事案

3 支援会議は、支援の対象となる生活困窮者の生活実態等に応じて、ネットワーク会議の構成員のうち会長が選定する者をもって組織する。

- 4 支援会議には会長を置き、会長は健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔自立支援〕をもって充てる。
- 5 支援会議は、会長が構成員を選定して招集する。
- 6 支援会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。
- 7 会長は、第5条2項の各号に掲げる事務を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して職員の支援会議への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 8 会長は、会議の開催に当たり必要と認めるときは、法第9条第3項の規定により、構成員に対し、生活困窮者に関する資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 9 支援会議の事務に従事する者または従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 10 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第28条の規定により、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 11 支援会議の庶務は、健康福祉局生活保護・自立支援室が処理する。
- 12 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

(個人情報)

第6条 ネットワーク会議の構成員は、ネットワーク会議において知り得た個人情報について、個人情報保護に関する法令に基づき適正に取り扱う。

(事務局)

第7条 ネットワーク会議の事務局は、健康福祉局生活保護・自立支援室とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。